

コーポレート・ガバナンス報告書

2024年2月20日

エネルギーパワー株式会社

代表取締役社長 米澤 量登

問合せ先：取締役管理本部長 佐々木 美彦

Tel：06-6267-0107

URL：<http://kenep.co.jp/>

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスを企業経営の重要事項と位置づけております。株主をはじめ多様なステークホルダーとの適切な関係を維持し、社会に対する責任を果たしながら事業活動を行うことが、長期的な業績向上や持続的成長といった、企業としての目標の達成にとって最重要課題のひとつと考えております。

コーポレート・ガバナンスの機能を充実させ、透明性と公正性の高い経営を確立することは、当社の重要な基本的責務であります。このため、当社は取締役会を中心とした経営監督・統治機能を強化し、内部統制・リスク管理等の諸問題に対処するため、コーポレート・ガバナンス体制を整備し、持続的発展を第一に考えた事業運営を行うこととしております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
米澤 量登	8,000,000	100.0

支配株主名	米澤 量登
-------	-------

親会社名	なし
------	----

親会社の上場取引所	—
-----------	---

補足説明

該当事項はありません。

3. 企業属性

上場予定市場区分	TOKYO PRO Market
決算期	12月
業種	建設業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

支配株主との取引が発生する場合には、当該取引条件を一般の取引条件と同等の条件に照らし合わせて決定し、かつ、公正で適切な取引関係の維持に努めることにより、少数株主の利害を害することのないように対応いたします。関連当事者取引については、取引の際に取締役会の承認を必要といたします。このような運用を行うことで、関連当事者取引を取締役会において適時把握し、少数株主の利益を損なう取引を排除し、少数株主を保護する体制を構築しております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

該当事項はありません。

II. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	5名以内
定款上の取締役の任期	選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで。
取締役会の議長	代表取締役
取締役の人数	3名
社外取締役の選任状況	選任していない
社外取締役の人数	—
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	—

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会設置の有無	設置していない
定款上の監査役の員数	3名以内
監査役の人数	2名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社は、内部監査規程に基づき、管理本部及び営業本部から選出される数名が内部監査担当者として、内部監査業務を実施しております。フォローアップ監査を含め、各部門の監査結果並びに改善内容は内部監査責任者を通じて、代表取締役社長に対し、報告書及び改善計画書を提出する体制をとっております。

監査役は、内部監査責任者及び担当者から内部監査に係る結果について随時報告を受けるとともに、監査役監査規程に基づき、取締役会の出席、代表取締役、取締役その他重要な使用人との間で定期的に意見交換を行う等により、取締役の業務の執行状況を適正に監査しております。また監査役監査協議会を設置することにより、定期的に監査役間の情報共有がなされております。

また、あおい監査法人との間で監査契約を締結しており、内部監査責任者及び担当者並びに監査役を含めて、随時、監査方針や監査実施状況に関する協議の場を設けており、随時情報交換を行うことで相互連携を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	1名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	—

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
宮永 淳平	税理士													

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

j. 上場会社の取引先 (f、g 及び h のいずれにも該当しないもの) の業務執行者 (本人のみ)

k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者 (本人のみ)

l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者 (本人のみ)

m. その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する 補足説明	選任の理由
宮永 淳平	—	—	税理士としての見識と、他の企業において培ってきた社外監査役の実務経験を活かして、客観的な立場からの有益な監査を期待できることから、社外監査役として招聘しております。

【独立役員関係】

独立役員の数	—
--------	---

その他独立役員に関する事項

該当事項はありません。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	該当事項はありません。
---------------------------	-------------

ストックオプションの付与対象者	該当事項はありません。
-----------------	-------------

【取締役報酬関係】

開示状況	個別報酬の開示はしていません。
------	-----------------

該当項目に関する補足説明

当社では、役員報酬及び監査役報酬の総額のそれぞれについて、発行者情報で開示しております。
--

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
---------------------	----

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬については、株主総会の決議で取締役報酬の総額を決定し、個別の報酬については、取締役会で決定することにしております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外監査役に対し、管理本部が取締役会開催前に議案の資料を送付し、口頭で取締役会付議事項を説

明するとともに、毎月の取締役会へ参加いただいております。このほか、重要な業務執行について都度報告を行うなど、社外監査役の監督機能が効果的に発揮できるようにサポート体制を整えています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、会社法に基づく取締役会及び監査役を設置するとともに、外部組織である監査法人により、独立した立場から会計監査を受けております。当社の機関は、以下のとおりであります。

(1) 取締役会

当社の取締役会は、取締役3名で構成されております。取締役会は、法令、定款及び株主総会決議に基づき、職務権限規程、取締役会規程その他の当社規程等の会社運営の基礎となる諸基準を整備し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を確保しております。なお、定例取締役会は毎月1回、その他必要に応じて臨時取締役会が開催され、経営に関する重要事項を決定しております。取締役は、会社の業務執行状況を取締役会に報告するものとしており、これをもとに、取締役会は取締役の職務執行を監督しております。

(2) 監査役

当社は、監査役制度を採用しており、2名(うち社外監査役1名)で構成されております。監査役は、監査役監査規程に基づき、取締役の業務執行状況を適正に監査しているほか、取締役会に出席し、取締役の職務の執行状況を監視するとともに、適宜必要な意見を述べております。

(3) 会計監査

当社は、あおい監査法人と監査契約を締結し、独立した立場から「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき監査を受けております。

2022年12月期において、監査を執行した公認会計士は、恵良健太郎氏、角田康郎氏の2名であり、いずれも継続監査年数は7年以内であります。また、当該監査業務にかかる補助者は、公認会計士3名その他3名であります。なお、当社と監査に従事する公認会計士及びその補助者との間に特別の利害関係はありません。

(4) 内部監査

内部監査は、代表取締役直轄で実施されており、内部監査規程及び内部監査計画書に基づいて各部門の業務遂行状況を監査し、監査結果は内部監査報告書として、随時代表取締役及び被監査部門に報告されております。被監査部門に対しては、改善事項を指摘し、改善状況を確認することとしております。また、内部監査責任者及び内部監査担当者は監査役及び監査法人と面談を行い、監査に必要な情報について共有を行っております。

(5) 経営会議

当社の経営会議は、取締役3名、監査役1名、管理部長1名、法務担当者1名で構成されております。毎月一回開催されており、当月の取締役会において承認が必要な事項について、管理部、エネルギーマ

ネジメント部、エンジニアリング部の各部長から説明が行われます。取締役会において議論すべき事柄に関する内容について、取締役は内容の理解を深め、監査役は取締役会における議論において特に留意する必要がある内容があるかについて確認しております。

(6) コンプライアンス委員会

当社のコンプライアンス委員会は、委員長1名、副委員長1名及び2名以上の委員により構成され、主にコンプライアンスに関する社内規程等の制定及び改廃等に関する立案やコンプライアンスの推進等に関する事項について議論しております。3か月に一回開催することとしており必要に応じて、臨時に開催されます。

(7) リスク管理委員会

当社のリスク管理委員会は、委員長1名、副委員長1名及び2名以上の委員により構成され、主にリスク管理に係る方針、施策の策定やリスク管理状況の把握等に関する事項について議論・報告しております。6か月に一回開催することとしており、必要に応じて臨時に開催されます。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

現状の体制を採用している理由は、事業内容及び会社規模等に鑑み、業務執行機能と監督・監査機能のバランスを効率的に発揮する観点から、上記のような体制が当社にとって最適であると考えています。

III. 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

	補足説明
株主総会招集通知の早期 発送	今後の株主の状況を鑑み、検討してまいります。
集中日を回避した株主総 会の設定	当社の決算は12月であり、株主総会を翌年3月に開催しており、特 に開催日が集中していないと考えております。
電磁手方法による議決権 の行使	今後の株主の状況を鑑み、検討してまいります。
議決権行使プラットフォームへの参加その他機関 投資家の議決権行使環境 向上に向けた取組み	今後の株主の状況を鑑み、検討してまいります。
招集通知(要約)の英文 での提供	現時点では、海外居住の株主を想定していないため、株主招集通知の 英文での提供は考えておりません。

2. IRに関する活動状況

	補足説明
IR 資料をホームページ掲載	当社 Web サイト上に IR 情報ページを設け、TDnet において開示された情報や決算短信、発行者情報等についても掲載していく予定です。
IR に関する部署(担当者)の設置	管理本部を担当部門とし、関係各部署と連携をとりながら、IR 活動を実施してまいります。

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重についての規定	今後、策定を検討してまいります。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	今後、策定を検討してまいります。

IV. 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

<p>当社の内部統制システムについての概要は、次のとおりであります。</p> <p>(1) 取締役及び使用人の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するための体制</p> <p>① 当社のコンプライアンスに関して、管理本部が窓口として対応し、代表取締役、管理担当取締役及び代表取締役が指名する者により構成されるコンプライアンス委員会において社内のコンプライアンス上の諸問題を扱うこととし、社内各組織横断的なコンプライアンス体制の整備及び問題点の把握に努めております。</p> <p>② コンプライアンス関連の諸規程を当社の行動規範とし、当社の取締役及び従業員に対し定期的実施する研修等を通じて、法令及び社会倫理をすべての企業活動の前提とすることを徹底しております。</p> <p>③ 当社は、内部通報管理規程を制定しており、法令違反等不適切な行為を速やかに認識し対処するとともに、同規程において通報者に対する不利益な取り扱いを禁止する旨を定めるなど、内部通報の実効性を担保しております。</p> <p>(2) 取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制</p> <p>取締役の職務の執行に関する文書（電磁的記録を含みます。）については、文書管理規程に従い、関連資料とともに保存、管理し、少なくとも各文書の保存年限まで閲覧可能な状態を維持するとともに、保存年限を経過した文書については速やかに処分を行い、情報漏洩の防止に努めております。</p> <p>(3) リスク管理に関する規程その他の体制</p> <p>当社は、リスク管理体制の基礎として、委員会規程に定めるリスク管理委員会において、当社を取り巻く様々なリスクを社内横断的に把握・評価し、これを適切に管理しております。</p> <p>リスクの現実化に伴う危機に対しては、同規程に基づき、リスク管理委員会の指導の下、迅速か</p>
--

つ適切に対処することにより損失の最小限化に努めております。

(4) 取締役の効率的職務執行確保体制

当社は、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するために、毎月1回の定期的取締役会に加え、必要に応じて臨時取締役会を開催し、迅速な意思決定体制としております。

(5) 当社の業務の適正を確保するための体制

前各項に定めるほか、当社は必要な諸規程を整備するとともに、法改正や社会状況の変化に応じて、随時改定を行うことで、内部統制システムを整備しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、社会の公器としての企業及び企業の社会的責任という観点から、行動指針として、一貫して反社会的勢力の排除を掲げております。反社会的勢力による不当要求等には組織として毅然とした対応をとるとともに、警察、暴力団追放運動推進センター及び弁護士等外部専門家と連携し、適正に対応してまいります。

(2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況

全社的な体制づくりとして、コンプライアンス規程内に反社会的勢力の排除に関する事項を定め、役員・従業員に対し、業務遂行にあたり反社会的勢力との関係の遮断を求めるとともに、反社会的勢力による不当要求等に備えて、反社会的勢力への対応を整備しております。当社が新たな取引先と契約を締結する場合、取引先が反社会的勢力であるかどうかについて事前に調査を行うとともに、取引開始後に相手方が反社会的勢力であることが判明したときは契約を直ちに解除できる旨の規定を契約書類に盛り込み、事前・事後における反社会的勢力の排除に取り組んでおります。

V. その他

1. 買収防衛策導入の有無

買収防衛策導入	なし
---------	----

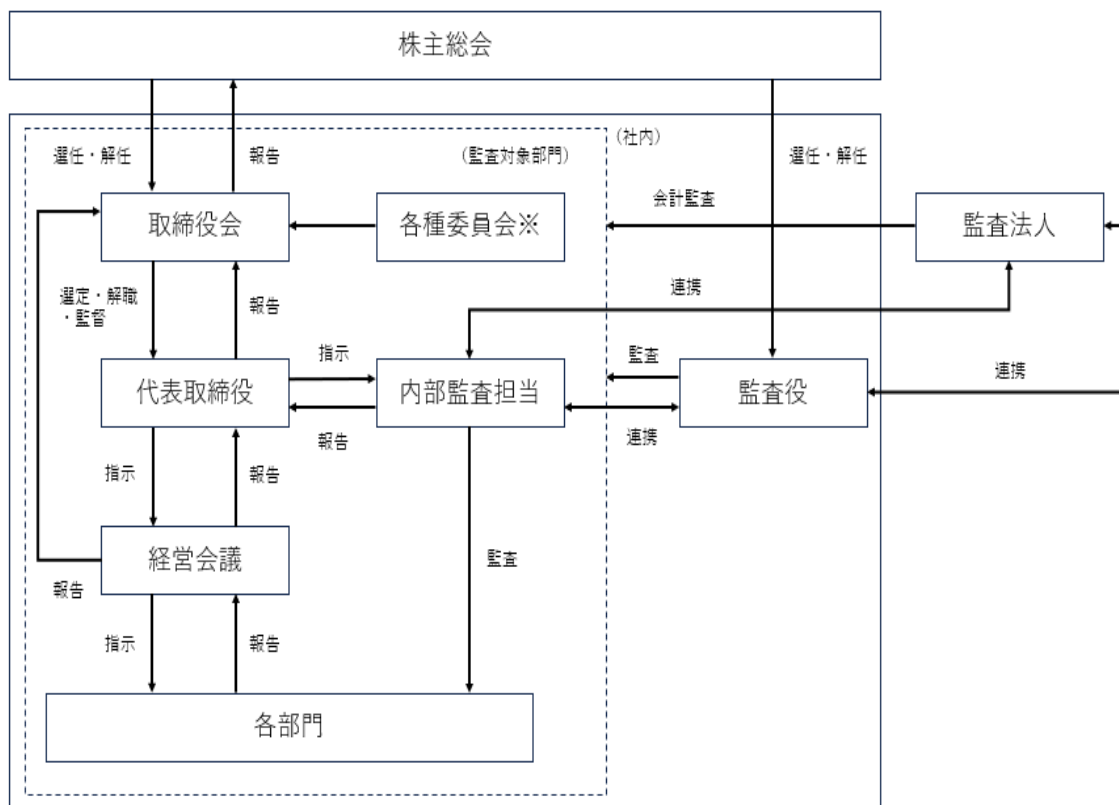
該当項目に関する補足説明

該当事項はありません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

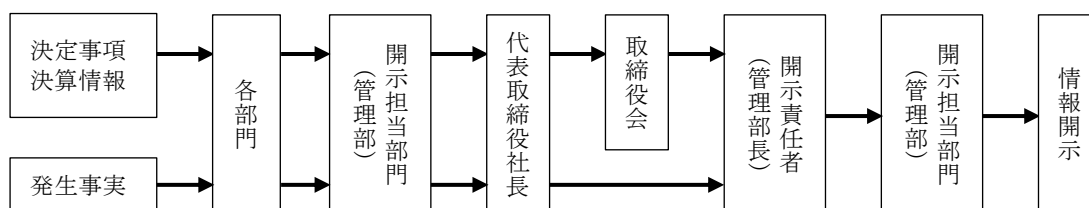
当社のコーポレート・ガバナンス体制及び適時開示手続に関するフローの模式図を参考資料として添付しております。

【模式図(参考資料)】



※コンプライアンス委員会及びリスク管理委員会の2つの委員会を設置しております。

【適時開示体制の概要(模式図)】



以上